

## 五監公告第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年1月30日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

高齢福祉課

### 3. 監査の期間

平成24年9月27日～平成24年10月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 五泉市町内会等集会所改修費補助金について、交付要綱に基づかない事務処理が見受けられた、今後、適正な事務処理に努められたい。	五泉市町内会等集会所改修費補助金の支給誤りにつきましては、交付申請者の理解をいただき、返納処理が完了しました。 今後は、交付要綱に基づく適正な事務処理に努めてまいります。
② 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業の補助対象経費について要綱に定める介護保険法の住宅改修費の支給を受ける際の基準となる金額の算定を誤って支給している事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業補助金の支給誤りにつきましては、交付申請者の理解をいただき、返納及び追加交付の処理が完了しました。 今後は、各係間の連携を綿密にして相互にチェックを行い、また、交付要綱に基づく適正な事務処理に努めてまいります。
③ 介護予防施策事業の印刷製本において、財産事務規則(第56条第6項)によらない事務処理をしている事例が見受けられた。また、日付や会社印の無い見積書を受理している事例が散見された。今後、適正な事務処理に努められたい。	財務事務規則の遵守を図ることを課内全体で確認いたしました。また、チェック体制の強化により、適正な事務処理に努めてまいります。